
石岡市住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金 Q&A



【目次】

| | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 対象となる住宅・店舗等について | 1～3 |
| 2 | 対象となるリフォーム工事について | 4～8 |
| 3 | 対象者について | 9～11 |
| 4 | リフォーム施工業者について | 12～13 |
| 5 | 補助金額について | 14～15 |
| 6 | 申請の方法及び期間について | 16～19 |
| 7 | 工事内容の変更について | 20 |
| 8 | 実績報告について | 21 |
| 9 | その他 | 22～23 |

1 対象となる住宅・店舗等について

Q1 対象となる住宅にはどのような要件がありますか。

A 1 以下の要件があります。

- ① 市内の自己所有（※1 参照）又は賃貸借契約を行う建築物で、自己の居住の用に供する住宅（※2 参照）であること。
- ② 併用住宅の居住部分
- ③ 移住等により購入又は賃貸借する住宅
- ④ 建築物が未相続ではなく、現所有者へ名義変更がされていること。
- ⑤ 別荘等一時的に使用するものではないこと。

（※1）自己所有の建築物とは、現在の建築物を所有する方と不動産登記簿又は評価証明書等に記載されている建築物の所有者が同一者であることをいいます。

このため、以下の建築物は自己の居住の用に供している住宅であっても対象となりません。

（A）未相続の建築物（※P2の Q10 を参照）

（B）未登記の建築物であって、評価証明書にも記載されていない建築物

（※2）居住の用に供するとは、玄関、トイレ、キッチン等、必要最低限の施設が存在することをいいます。

Q2 併用住宅（店舗、事務所等に住宅が併設する建築物）は対象になりますか。

A 2 対象となります。

ただし、住宅と店舗の用途に供される部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分けて算出する必要があります。

Q3 二世帯住宅は対象になりますか。

A 3 対象となります。

ただし、単独登記と区分登記によって補助の対象者が変わります。

（※P16 Q69 を参照）

Q4 店舗は対象になりますか。

A 4 対象となります。

ただし、補助対象者は、現に市内外の実店舗等で事業を行っている小規模事業者に限ります。※新たに創業をする方は対象外です。

小規模事業者とは？ ⇒ P22の Q93 参照

Q5 対象となる店舗にはどのような要件がありますか。

A 5 以下の要件があります。

- ① 市内の自己所有（※P1の Q1（※1）を参照）又は賃貸借契約を行う建築物で小規模事業者が現に実店舗等で事業を行っている店舗
- ② 空き店舗
- ③ 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗でないこと。
- ④ フランチャイズ方式で出店する店舗でないこと。
- ⑤ 売却や賃貸する住宅や店舗でないこと。
- ⑥ 行政財産の使用許可を受けている店舗（施設）でないこと。
- ⑦ 建築物が未相続ではなく、現所有者へ名義変更がされていること。

Q6 借りている住宅（アパートなどの共同住宅）や店舗は対象になりますか。

A 6 対象となります。

ただし、補助金の申請時に賃貸借契約書の写しと建築物の所有者からリフォーム工事に関しての同意書が添付できない場合は対象外となります。

Q7 既にリフォーム工事が終わっている（工事を開始している）住宅又は店舗は対象になりますか。

A 7 対象外です。

工事着工前に申請をいただいた後、市で審査を行い、補助金の交付決定をした工事のみが対象となります。

Q8 自己所有の建築物とはどのようなことを示すのですか。

A 8 補助対象者となる自己所有の建築物とは、現在の建築物を所有する方と不動産登記簿又は評価証明書等に記載されている建築物の所有者が同一者であることを示しています。

このため、自己の居住の用に供している住宅であっても、未相続の建築物や未登記の建築物で評価証明書にも記載されていない建築物は補助対象外となります。

Q9 住宅（店舗）の登記簿上の所有者が亡くなっている住宅等の場合、対象になりますか。

A 9 対象外です。相続登記（現所有者へ名義変更登記）されている建築物が対象となります。

Q10 なぜ未相続の建物は対象にならないのですか。

A 10 不動産登記法等の改正により、2024年4月1日から相続登記（被相続人から

相続した自宅、アパートなどの不動産の名義を被相続人から不動産を相続した相続人に変更する名義変更登記手続きをいいます。)が義務化されます。

これは、不動産の相続人に対し「相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内に相続登記をしなければならない」と規定されています。

このため、未相続の建築物に対しては対象としておりません。

《相続時に役立つ「法定相続情報証明制度」のご紹介》

全国の法務局において申請できる制度です。

この制度を利用すると、相続手続きにお亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続きを取り扱う各種窓口にも何度も出し直す必要がなくなります。法定相続情報証明制度は、法務局に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

Q11 未登記の建築物の場合は対象となりますか。

A11 対象となります。

建築物の所有者として不動産登記簿に登録してあることが望ましいですが、相続後に住宅の所有者として、市税務課で名義変更を行っている住宅の所有者で固定資産税の納税義務者であれば補助対象者となります。

2 対象となるリフォーム工事について

Q12 どのような工事が対象になりますか。

A12 以下の要件をすべて満たす工事が対象となります。

- ① 市に申請し、交付決定を受けた後にリフォームを行う工事であること。
- ② 補助対象とする工事であり、建築確認を要しないリフォーム工事であること。
※補助対象の工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。
- ③ 建物の床面積を増加させずに既存の住宅又は店舗の機能を維持又は向上させるため、住宅又は店舗の一部を修繕、模様替え等を行うもので、補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であること。
- ④ 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、市内に住所を有する個人事業主が行ったリフォーム工事であること。
- ⑤ 併用住宅は、住宅と店舗の用途に供される部分のリフォーム工事の区分及び経費を明確に分けて算出できること。
- ⑥ 補助金の交付申請を行い、工事完了後、補助金募集要領で定められた期日までに実績報告書の提出ができること。（※期限を過ぎた場合は、交付決定の取り消しとなります。）

※ 単なる電化製品の取替えや工事を伴わない備品の設置は、補助対象外となりますが、模様替え等の補助対象となる工事と一連のものとして行う場合は、対象経費に含みます。

Q13 対象外の工事はどのようなものがありますか。

A13 以下の工事が対象外となります。

※補助対象外の工事内容は、別紙「補助対象工事費一覧」を参照ください。

- ① 公共工事等に伴う工事又は他の国・県・市等の補助金を受けて行う工事
- ② 家電製品の購入及び設置
- ③ 家具又は調度品の購入及び設置
- ④ 外構（構築物）工事
- ⑤ リフォーム以外（防蟻剤等の薬剤散布等）の工事
- ⑥ 解体工事（対象のリフォーム工事に伴う部分解体は除きます。）
- ⑦ 建築確認を要するリフォーム工事
- ⑧ 既にリフォームが終わっている（開始している）工事
- ⑨ 住宅又は店舗等と別棟の倉庫、車庫等の工事
- ⑩ リフォーム工事の主な目的が、建築物の構造に関わる工事
- ⑪ 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内にある店舗の工事
- ⑫ フランチャイズ方式で出店する店舗の工事

Q14 請負契約を結ばずに口答で合意したリフォーム工事も対象になりますか。

A 14 対象外です。

申請手続きにおいて、工事請負契約書又は請書の写しとリフォーム工事に係る見積書の写しの添付が必要です。

Q15 既にリフォーム工事の請負契約をしている場合、対象になりますか。

A 15 対象となります。

ただし、交付決定前にリフォーム工事が着工されている場合は対象外となります。

Q16 住宅（店舗）を増築したいのですが、対象になりますか。

A 16 増築は 10 m²以下であっても対象外です。

Q17 店舗だった部分を居宅にリフォーム工事したいのですが、対象になりますか。

A 17 対象となります。

Q18 別棟のみのリフォーム工事は対象になりますか。

A 18 住宅又は店舗等と別棟の倉庫、車庫等の工事は対象となりませんが、自己所有する建築物で、住宅の用途に模様替え等の工事（居住の用に供するために必要最低限の施設（玄関、トイレ、キッチン等）が備わっていること）を行い、居住する方（リフォーム後の移住・転居者を含む）がいれば対象となります。
ただし、車庫や倉庫と併用する場合は、住宅部分のみが対象となります。

Q19 同一敷地内にある住宅以外の建築物を住宅に模様替え等をする場合は、工事の対象になりますか。

A 19 自己所有する建築物で、住宅に付属する住宅以外の建物（物置、倉庫、納屋等）又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に模様替え等の工事（居住の用に供するために必要最低限の施設（玄関、トイレ、キッチン等）が備わっていること）を行い、住宅として居住する方（リフォーム後の移住・転居者を含む）がいれば対象となります。

なお、リフォーム後に移住・転居者が居住する場合は、実績報告時に住民票の添付が必要となります。

Q20 市内に所有する 2 棟の住宅（店舗）を同時にリフォームする場合は対象になりますか。

A 20 対象となります。

ただし、住宅や店舗等の売却や賃借を目的とする場合、住宅として居住する方

がない場合及び店舗においては、開業予定日が未定の場合は対象外となります。

なお、2棟同時にリフォームを行っても補助対象経費の10%を限度とし、住宅の補助上限は10万円（店舗は30万円）となります。（※P13のQ51を参照）

Q21 市内に所有する住宅と店舗を同時にリフォームする場合は対象になりますか。

A21 対象となります。

ただし、補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）の工事が対象となります。

なお、住宅と店舗を同時に行う場合は、各々の補助対象経費の10%を限度とし、住宅は10万円、店舗は30万円の合計額40万円が補助上限となります。（※P13のQ51を参照）

Q22 住宅（店舗だった部分）の一部を車庫にしたいのですが、対象になりますか。

A22 対象外です。居住に係る工事のみが対象となります。

Q23 現在の住宅（店舗）を取り壊し、改築する場合も対象となりますか。

A23 対象外です。

Q24 スケルトンリフォームやリノベーションも対象になりますか。

A24 対象となります。

ただし、スケルトンリフォームやリノベーションなどの大規模修繕（大規模模様替）で建築確認を要する場合は対象となりません。

≪「大規模修繕（大規模模様替）を行う上のご注意」≫

大規模修繕や大規模模様替え工事において、建築物が新耐震基準（1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認から適用）に適合していない場合、今の建築基準法に適合するよう耐震補強工事も併せて行う必要があります。

Q25 内装のリフォームと併せてエアコンも新調したいのですが、対象になりますか。

A25 対象となります。

ただし、市内の補助対象となるリフォーム施工業者へ発注し、施工したものに限りです。

なお、家電製品の購入及び設置のみは対象外となります。

Q26 足場の設置・解体の費用も補助の対象となりますか。

A26 補助対象工事に必要な場合は、対象となります。

Q27 住宅（店舗）のリフォームと併せて塀も直そうと考えていますが対象となりますか。

A 27 外構（構築物）工事は対象外となります。

申請の際は、住宅（店舗）のリフォーム工事と外構工事の区分及び経費を明確に分けて算出し、見積書を添付してください。

【外構（構築物）工事の主な例】

塀、フェンス、門扉、門柱、擁壁、カーポート、駐車場、舗装、ウッドデッキ
植樹、植栽、芝張り等

Q28 耐震改修工事に併せてリフォーム工事をする場合も対象になりますか。

A 28 当該リフォーム補助事業では、耐震改修工事は補助対象外ですが、その他のリフォーム工事は対象となります。

なお、耐震改修工事について「令和4年度石岡市木造住宅耐震改修補助金」と当該リフォーム補助事業を併せてご利用いただくことは可能です。

この場合においては、リフォーム補助申請時に木造住宅耐震改修による工事部分とリフォーム工事による工事部分を明確に区分して見積書の添付が必要となります。

Q29 合併浄化槽の設置工事は対象になりますか。

A 29 対象外です。

ただし、「令和4年度石岡市浄化槽設置事業費補助金」と当該リフォーム補助事業を併せて住宅内のトイレ、台所、風呂等の改修を行うことは可能です。

この場合においては、住宅内の改修工事の部分が対象となりますので、リフォーム補助申請時に浄化槽設置による工事部分とリフォーム工事による工事部分を明確に区分して見積書の添付が必要となります。

Q30 下水道、農業集落排水への接続工事は対象になりますか。

A 30 対象外です。

ただし、「令和4年度石岡市排水設備接続支援補助金」と当該リフォーム補助事業を併せて住宅内のトイレ、台所、風呂等の改修を行うことは可能です。

この場合においては、住宅内の改修工事の部分が対象となりますので、リフォーム補助申請時に浄化槽設置による工事部分とリフォーム工事による工事部分を明確に区分して見積書の添付が必要となります。

Q31 バリアフリー（手すりの設置、段差解消等）の工事は対象になりますか。

A 31 対象となります。

ただし、石岡市重度障害者等日常生活用具給付事業や介護保険法に規定する住

宅改修費等の制度利用部分と重複する工事は対象外となります。

Q32 太陽光発電システムの設置工事は対象になりますか。

A 32 対象外です。

Q33 インターネット、家電量販店及びホームセンターが行う工事は対象になりますか。

A 33 対象外です。

Q34 自分（DIY等）でリフォームを行う場合も対象になりますか。

A 34 対象外です。

補助対象となるリフォーム施工業者が行った工事以外は対象となりません。

Q35 自分で購入した資材等を施工業者に提供して工事をした場合、その購入した資材等も対象になりますか。

A 35 対象外です。

補助対象となるリフォーム施工業者へ発注し、施工したもの以外は対象となりません。

3 対象者について

Q36 補助対象者にはどのような要件がありますか。

A36 以下のいずれにも該当することが要件となります。

【住宅】

- ① 市内に住民票を有し、自己所有又は賃貸借契約を行っている市内の住宅（建築物）に住んでいる方
- ② 移住のために市外から市内に転入を予定している方
ただし、リフォーム工事完了後に市内の住宅に居住し、住民票を有する方に限ります。

【店舗】

- ① 既に市内外で事業を営んでいる小規模事業者の法人、個人事業主の方
- ② リフォーム工事後も同一規模以上の事業を市内で継続する意思がある方
- ③ 営業許可等が必要な業種の場合は、その許可等を有している方
- ④ 新たに創業し、事業を開始する小規模事業者でない方

【住宅・店舗共通】

- ① 賃借している住宅、店舗をリフォームする場合は、建築物の所有者からリフォーム工事に関しての同意を得ていること。
- ② 住宅、店舗を賃貸借（購入）する方は、申請又は実績報告書の提出までに契約の締結を済ませていること。
- ③ リフォーム工事が住宅、店舗の売却や賃貸を目的としていないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。（石岡市以外の市区町村民税を含む。）
- ⑤ 補助対象となるリフォーム工事の部分について、他の同種の補助金の交付を国・県・市等から受けていないこと。
- ⑥ 市内のリフォーム施工業者の施工により工事を行うこと。
ただし、補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項及び同条第13項に規定する事業を行う者でないこと。

Q37 補助対象者にならない（対象外）要件はどのようなものがありますか。

A37 以下のいずれかに該当する方は、補助対象者になりません。

- ① リフォームの着工時期が未定の方
- ② 既に住宅又は店舗のリフォーム工事が終わっている（工事を開始している）方

③ 不動産業を営む方又はこれに類する方

※自己の住宅、店舗等のリフォーム工事の場合は、補助対象者となります。

④ 過去にこの補助金で住宅、店舗等のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方で、当該補助金の交付を受けた翌年度から 5 年を経過していない方。

この場合は、同一世帯員の方も同様となります。

⑤ 石岡市財務規則に規定する行政財産の使用許可を受けた方が、その施設等のリフォーム工事を行う場合

Q38 不動産業を営んでいますが、市内の住宅や店舗のリフォームは対象になりますか。

A 38 法人に限らず個人においても住宅や店舗等の売却や賃借を目的とするリフォームは、対象外となります。

ただし、収益を目的としない自己所有の住宅や店舗は対象となります。

Q39 市内に自己所有する住宅には住んでいませんが、リフォームをして賃貸又は売却したいと考えていますが対象になりますか。

A 39 対象外です。(※Q38 の A 38 と同条件)

Q40 市内に自己所有する住宅に現在住んでいませんが、リフォーム工事後に転入（転居）を考えています。補助の対象になりますか。

A 40 対象となります。

ただし、補助金の実績報告までに、リフォーム工事を行った市内の住宅に居住し、実績報告書へ住民票の添付ができない場合は対象外となります。

Q41 市内にある中古住宅を購入し、リフォーム工事後に転入（転居）を考えています。補助の対象になりますか。

A 41 対象となります。(※Q40 の A 40 と同条件)

Q42 父親が所有する敷地に建っている父親の住宅と子の住宅を、それぞれ同時にリフォームしたい場合でも対象になりますか。

A 42 対象となります。

ただし、住宅が各々の個人所有であることが要件となります。また、申請は父親と子がそれぞれ申請する必要があります。

Q43 この補助金の交付を受けリフォームした住宅・店舗を購入した場合、次の所有者は補助対象者になりますか。

A 43 対象となります。

ただし、次の所有者が、過去に他の住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過していることが条件となります。

4 リフォーム施工業者について

Q44 補助対象となるリフォーム工事の施工業者にはどのような条件がありますか。

A 44 以下の条件があります。

- ① 市内に本店が所在するものとして商業登記されている法人の事業者であること。

※市内に営業所や支店のみ有する事業者は対象外となります。

- ② 市内に事業所があり、かつ、市内に住所を有する個人事業主であること。

※市内に住所を有しているが、主となる事業所が市外にある場合は対象外となります。

Q45 リフォーム業者を紹介してもらえますか。

A 45 申し訳ありません。市では紹介はしておりません。

当事業では、市内の施工業者をご利用していただくこと以外は、事業者の指定はしておりません。

Q46 補助対象となるリフォーム施工業者ですが、自己が居住する住宅のリフォームを行う場合は対象になりますか。

A 46 対象になります。

ただし、適正な価格であるか審査するため、金額の根拠や比較ができるよう、合い見積もりを申請時に添付してください。

Q47 市内の複数の施工業者と契約してリフォーム工事を行う場合は対象になりますか。

A 47 対象となります。

その場合は、申請書にはすべての施工業者名を記入いただき、見積書の写しもすべて添付してください。

なお、複数事業者の見積書を基に補助対象工事費を合算して申請をお願いします。

Q48 工事費用が50万円以上掛かりますが、市内のリフォーム施工業者と市外の事業者の両方になります。対象になりますか。

A 48 市内のリフォーム施工業者が行う工事のみが対象となります。

また、市内のリフォーム施工業者が行う補助対象工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）であることが要件となります。

Q49 補助対象となるリフォーム工事の施工業者に工事を依頼しますが、工種によって市外の業者が下請けになる場合、その工事は対象になりますか。

A 49 工事請負が補助対象となるリフォーム施工業者であれば対象となります。
ただし、工事を一括して別の業者に請け負わせる場合は対象外となります。

Q50 大手ハウスメーカーにリフォームを依頼したいのですが、対象になりますか。

A 50 補助対象となるリフォーム施工業者（※P12のQ44を参照）であれば対象となります。

5 補助金額について

Q51 補助金額はいくらになりますか。

A51 補助対象工事費（（消費税を除く）の合計が30万円以上）に補助率10%を乗じた金額（1,000円未満切り捨て）となります。

ただし、以下の補助上限額がありますのでご注意ください。

- ・住宅：10万円
- ・店舗：30万円
- ・併用住宅：40万円（※住宅部分と店舗部分を同時に改修する場合）

また、中活区域以外で事業を行う小規模事業者が、中活区域内の店舗等を購入又は賃貸借契約をしてリフォーム工事し、新たに事業を開始する場合は50万円を限度とします。（※中活区域内はP24を参照）

Q52 住宅（店舗）のリフォームで補助金を5万円受給しましたが、上限額が10万円なので残り5万円分について再度申請することはできますか。

A52 できません。（※補助を受けた住宅を同一世帯員がリフォームする場合も含む）補助金の交付は、申請期間において1回限りとなります。

また、過去に住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過するまで再申請はできません。

Q53 当初の補助対象工事費より費用が多く掛かった場合、補助金額もその分多く交付されますか。

A53 交付決定額以上の補助金は交付されません。

なお、補助事業に要する経費が20パーセント以上変更になるときは、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

Q54 当初の補助対象工事費から内容変更により費用が減額になった場合、交付決定を受けた補助金額がそのまま交付されますか。

A54 実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額は減額となります。

なお、補助金の額に減額が生じますので、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

Q55 工事完了後、補助対象工事費の支払いが30万円に満たなかった場合でも補助金は交付されますか。

A55 交付されません。

補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

Q56 工事完了後、複数の事業者から請求があり、その中に市外の事業者からの請求書が含まれていましたが、補助金は交付されますか。

A56 申請時に記載された市内のリフォーム施工業者からの請求分のみが補助対象となります。

なお、市内のリフォーム施工業者が行う補助対象工事費の合計が30万円以下の場合、補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

6 申請の方法及び期間について

Q57 補助金の申請が多い場合は、年度の途中でも受付を終了することはありますか。

A55 あります。

補助金の交付決定は予算の範囲内で行いますので、年度内に予算に達した場合は、その日をもって申請の受付を終了しますのでご了承ください。

Q58 補助金の申請はいつまでに行うのですか。

A58 工事着工予定日に対し、原則3週間前までに申請をお願いします。

これは、工事着工までに交付決定を行う上で、以下の状況に対応するためです
ので、ご理解をお願いいたします。

- ①申請時に必要となるすべての書類が揃っていない場合や不備がある場合は
受付することができないため。
- ②受付後の書類審査において、確認事項や追加書類のご提出をお願いすること
があるため。

Q59 申請書はどこでもらえますか。

A59 申請書は、商工観光課（本庁舎2階）及び農政課（八郷総合支所1階）窓口で
配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。

Q60 事前相談とは何ですか。

A60 交付要領の「事前相談予約前の確認シート」の要件を満たす方を対象に、リフ
ォームの進め方に関するご案内や注意点、また、申請に関する諸要件等を事前
にご確認いただくものとなります。

Q61 事前相談をしていませんが、申請は行えますか。

A61 事前にご相談していただくことが望ましいですが、申請を行うことは可能です。
ただし、申請される前に改めてリフォームの進め方に関するご案内や注意点、
また、申請に関する諸要件等をご確認していただきます。
なお、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができません
のでご了承ください。

Q62 申請先は、商工観光課以外にもありますか。

A62 受付前に申請時に必要となるすべての書類を確認させていただくため、商工観
光課窓口のみとなります。

ただし、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができませ
んのでご了承ください。

Q63 申請は郵送でも可能ですか。

A 63 可能です。

ただし、書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができないため、窓口に来庁いただくか書類を返却させていただくことがあります。

Q64 申請書の添付書類が揃っていません。申込予約はできますか。

A 64 申込予約はできません。

申請の際は、必要となるすべての書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付することができませんのでご了承ください。

Q65 リフォーム工事を検討（施工業者へ相談中）しており、着工時期が未定ですが、申請はできますか。

A 65 できません。申請前に事前相談をお願いします。

Q66 申請は誰の名義で行うのですか。

A 66 住宅の所有者名となります。

ただし、借家（借店舗）の場合は、世帯主（借主）名となります。

なお、申請時に添付いただく書類（工事請負契約書又は請書の写し及びリフォーム工事に係る見積書の写し等）はすべて上記名義で提出してください。

Q67 所有が共有名義なのですが、申請は共同名義又は別々に行うのですか。

A 67 一つの住宅に対し、共有名義人ごとに申請することはできません。この場合においては、共有名義の中の一人が代表者となり申請してください。

なお、共有者全員から工事に係る同意書の提出が必要となります。

Q68 所有する建築物の相続人代表ですが、申請はできますか。

A 68 できません。（※P2のQ10のA10を参照）

Q69 二世帯住宅ですが、申請はどのように行うのですか。

A 69 ①単独登記で所有者が1人の場合（親又は子）は、その所有者名義で申請してください。（※共有名義の場合は、Q67のA67と同条件）

※上記の場合は、世帯ごとに申請はできません。

②区分登記で所有者が2人の場合は、所有者ごとに申請をしてください。

単独登記とは：二世帯住宅を1戸の住宅として登記したもの

区分登記とは：二世帯住宅を構造上別（1階と2階が別など）の不動産とみなし、2戸に分割して登記したもの

Q70 父親が所有する住宅に子の夫婦のみが住んでします。子が住宅リフォームを行う場合、申請者は誰になりますか。

A70 申請者は父親になります。また、リフォーム工事の発注者も父親である必要があります。

Q71 申請はリフォーム施工業者名でも良いですか。

A71 申請者は、住宅の自己所有者又は借主のみとなります。しかし、申請書の作成や添付書類等の作成には技術的な知識が必要となるものもありますので、申請の際はリフォーム施工業者へ相談し申請書類を作成してください。

Q72 施工業者が代理人として申請することはできますか。

A72 申請手続きを施工業者へ委任することは可能です。この場合において、申請書類等のすべて名義は、申請する住宅の自己所有者又は借主の名義となります。なお、代理人が申請する場合は、申請者からの委任状を必ず添付してください。

Q73 リフォーム工事において、補助対象の工事請と対象外の工事がある場合、見積書や領収書を分ける必要はありますか。

A73 見積書や領収書が2つに分かれていることが望ましいですが、見積書や領収書が1つになる場合は、補助対象工事、対象外工事及びその諸経費がわかるよう内訳明細書等の添付が必要となります。
ただし、リフォームの補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）である必要があります。

Q74 リフォーム工事の補助は毎年申請を行うことはできますか。

A74 できません。（※補助を受けた住宅を同一世帯員がリフォームする場合も含む）
ただし、過去に住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方で、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過している場合は申請できません。

Q75 リフォーム工事を年度内又は次年度に数回に分けて申請を行うことはできますか。

A75 できません。

補助金額が限度額に満たない場合でも、補助対象者に対して補助金の交付は1度限りとなります。また、住宅、店舗のリフォーム工事により補助金の交付を受けた方は、当該補助金の交付を受けた翌年度から5年を経過するまで新たに補助金の申請はできませんので、補助対象となる建築物が複数あり、リフォーム工事を予定されている方は、十分にご検討いただきご利用をお願いします。

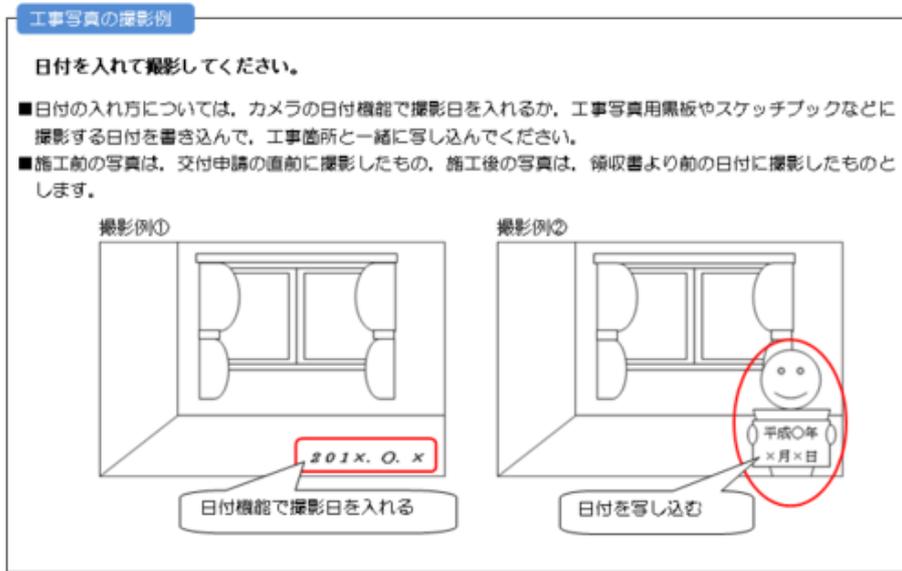
Q76 リフォーム工事代金を分割して施工業者に支払う場合でも申請を行うことはできますか。

A76 できません。

リフォーム工事に着手する年度中に、リフォーム施工業者に工事代金を全額お支払いいただいた場合のみ補助の対象となります。

Q77 リフォーム工事の写真（着工前・着工中・着工後等）は申請者が撮影するのですか。

A77 リフォーム施工業者へご相談いただき、撮影を依頼してください。なお、補助対象工事予定箇所の施工前の全体写真と詳細が分かる写真で、施工箇所ごとに最低2方向からの撮影を行ってください。



Q78 リフォーム工事前に写真を撮ることが困難な場合はどうすれば良いですか。

A78 工事前に写真を撮ることが困難な箇所については、リフォーム施工業者に工事を行う直前に撮影をしてもらい、実績報告時に添付してください。

Q79 補助金の交付申請を提出し受理されましたが、工事はいつから着工できますか。

A79 書類審査等の後、概ね2週間程度で交付の可否や交付決定額について「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）」を申請者へ通知しますので、交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。

7 工事内容の変更について

Q80 交付決定を受けましたが、工事を行わないことになりました。何か提出する書類等の手続きはありますか。

A 80 提出いただく書類があります。

工事を中止（行わない）する場合は、速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

Q81 工事着工後、当初の交付申請した補助対象工事費より工事内容の変更で費用が多く掛かることになりそうです。その場合、何か手続きは必要ですか。

A 81 補助対象工事費が20パーセント以上変更になるときは、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

ただし、交付決定額以上の補助金額は交付されません。

Q82 工事着工後、当初の交付申請した補助対象工事費より工事内容の変更で費用が少なくなりそうです。その場合、何か手続きは必要ですか。

A 82 補助金の額に減額が生じますので、変更工事前に「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金変更申請書（様式第4号）」の提出が必要となります。

なお、実際に掛かった費用が補助対象経費となりますので、交付決定額の補助金は減額となります。

8 実績報告について

Q83 リフォーム工事において、補助対象の工事と対象外の工事がありました。実績報告書に添付する請求明細書は分ける必要はありますか。

A 83 請求明細書と領収書が2つに分かれていることが望ましいですが、請求明細書と領収書が1つになる場合は、補助対象工事、対象外工事及びその諸経費がわかるよう請求明細書等の添付が必要となります。
ただし、リフォームの補助対象とする工事費の合計が30万円以上（消費税を除く）ない場合は、補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。

Q84 実績報告の名義は誰になりますか。

A 84 申請者名義となります。また、添付いただく書類（リフォーム工事代金請求明細書、リフォーム工事代金の領収書等）もすべて申請者名義で提出してください。

Q85 補助金の振込先を申請者以外にすることはできますか。

A 85 できません。

Q86 補助要件の指定期日までに工事が完了できなくなりました。補助金は交付されますか。

A 86 補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。
また、翌年度に繰越や再申請することもできません。
速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

Q87 実績報告書の提出指定期日までに工事代金の入金ができなくなりました。補助金は交付されますか。

A 87 補助要件から外れるため、交付決定の取り消しとなります。
また、翌年度に繰越や最申請することもできません。
速やかに「住宅、店舗等リフォーム支援事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第7号）」を提出してください。

9 その他

Q88 リフォームに関する相談窓口はありますか。

A88 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいるダイヤル」において、リフォームに関する相談を受け付けております。

また、住まいるダイヤルでは、これから住宅のリフォーム工事の契約を予定している方から契約前の見積書等の内容をチェックするサービスを無料で行っていますので是非ご利用ください。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター



0570-016-100 PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

電話受付 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）

Q89 介護保険によるリフォームを同時に行う場合は、対象となりますか。

A89 対象となります。

ただし、介護保険法に規定する住宅改修費等に該当する工事の給付分と重複して申請することはできません。申請を行う際は、介護保険法で行う住宅改修費と当該補助金で申請を行うリフォーム工事の見積もりは分けて申請してください。

※石岡市重度障害者等日常生活用具給付事業も同様の提出方法となります。

Q90 他にも市の補助金には何がありますか。

A90 以下の補助メニュー（新築は除く）があります。

- ① 令和4年度石岡市浄化槽設置事業費補助金
- ② 令和4年度石岡市排水設備接続支援補助金
- ③ 令和4年度石岡市木造住宅耐震改修補助金
- ④ 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金
- ⑤ その他（介護保険制度、重度障害者等日常生活用具給付事業）

Q91 リフォーム工事中の転居費用等は補助対象ですか。

A91 対象外です。

Q92 資金を借りてリフォーム工事を行う場合、補助対象となりますか。

A92 対象となります。

ただし、補助金申請に係る書類や添付書類（契約書、領収書、補助金の入金口座等）の名義は所有者名義となります。

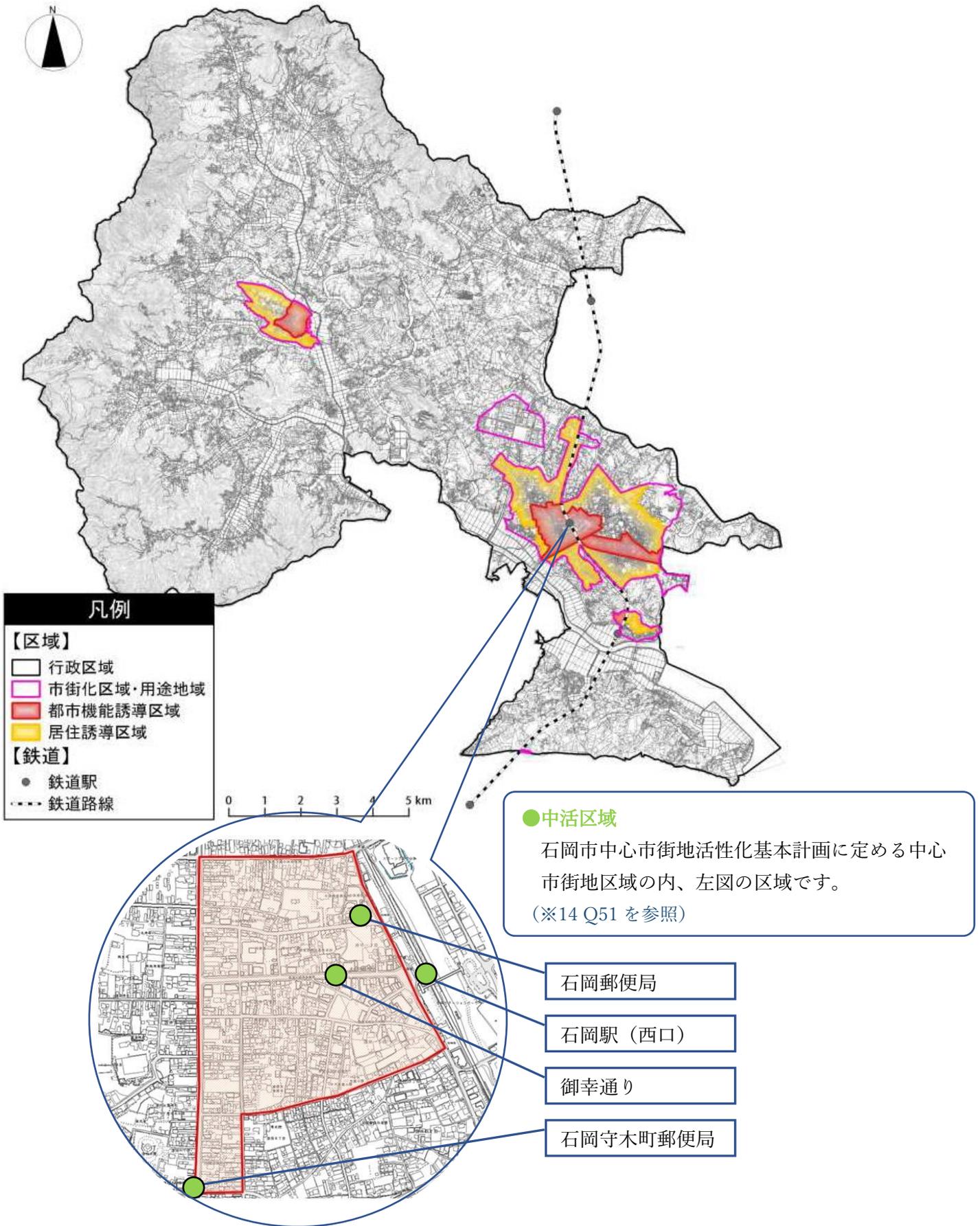
Q93 対象となる小規模事業者とは、どのような事業者ですか。

A93 現に市内外の実店舗等で事業を行っている以下の要件を満たす事業者となります。

| | |
|------------------|-------------------|
| 商業・サービス業（宿泊業を除く） | 常時使用する従業員の数 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 20人以下 |

※本事業では以下の方は「常時使用する従業員の数」に含めないものとする。

- ① 会社役員（但し、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます）
- ② 個人事業主本人及び同居の家族従業員
- ③ （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の従業員
※法令や社内就業規則等に基づいて休業・退職措置が適用されている者
- ④ パートタイム労働者等



中活区域は、実線赤（道路を指す。）内側の区域（実線外側に隣接する店舗を含みます。）